

## 避難者訴訟 第40回期日について

191231 弁護士 大木裕生、下里大介、川口智也、武田浩一、高橋寛、岸朋弘

### 1 期日の概要

2019年12月18日、避難者訴訟第40回期日が実施されました。今回は、本年10月23日に実施された山木屋現地での進行協議の結果を踏まえた意見陳述と、原告4人の本人尋問が行われました。

### 2 意見陳述の内容

2019年10月23日、福島県伊達郡川俣町山木屋地区に裁判官3名が立ち入り、現地進行協議が実施されました。同進行協議期日では、山木屋内の9つのポイントにおいて、環境社会学者の関礼子教授や原告らからの原発事故被害に関する説明が行われました。現地進行協議が実施されることも珍しいことですが、それに加え、関礼子教授により、学術的立場から被害の実相を説明するという手法は極めて画期的でした。

本期日では、その現地進行協議期日を受けて、当弁護団の坂本博之弁護士が裁判官に対し、同進行協議期日で明らかになったことを整理し、解説する意見陳述を行いました。

意見陳述の中では、この現地進行協議により、次の5点が明らかになったとの解説がされました。

- ① 地域の環境が汚染されたままの状態となっていること(放射能のレベルが未だに高いこと、放射能汚染物質が大量に積み上げられていること)
- ② 地域の多くの住民が去ってしまっており、帰還していないこと
- ③ 地域の産業が復活していないこと
- ④ 国が多額の資金を投入した復興事業が成功していないこと
- ⑤ 帰還した住民においてもコミュニティが失われていること

今回の意見陳述では、進行協議期日における関礼子教授の現場での発言を引用しながら解説されたこともあり、大変分かりやすく、かつ勉強になる意見陳述でした。

### 3 本人尋問の内容

(1) Sさん(担当弁護士: 広田次男、下里大介)

Sさんは、本件事故前は山木屋の自宅において葉タバコの栽培と繁殖用の牛の飼育を行いながら、奥さん、三女、孫とで4人で生活をしていまし

た。もともと、山木屋の自宅のあった土地は、Sさんが4歳の時に両親が入植して、開墾を進めた土地です。Sさんは、その姿を一番間近で見しており、母の背中を着物が汗で固まり白くなっているなどの苦労を涙ながらに語りました。見ている方にもその苦労の光景が目には浮かびました。

また、避難生活で三女及びその子と別々に避難せざるを得ませんでした。三女は、川俣町で就労をしていました。しかし、そこで「山木屋の人はお金をもらえて働かなくて済むからいいわね。」など、心無いことを言われてしまい、その苦悩から退職を余儀なくされました。また、ご自身もスーパーで買い物かごいっぱい商品を入れるのは山木屋の人だ、などとうわさを聞き、悔しい思いをしました。「金は全部やるから、お前の仕事と家を全部よこせと言ってやりたい」と声を震わせ法廷で訴えましたが、何よりの気持ちの表れだと思います。

Sさんは、避難指示解除直後に山木屋に帰還しましたが、Sさんの部落は半分ぐらいの世帯しか戻っていません。戻ってきているのは高齢者ばかりであり、事故前にはあった交流はなくなっていました。農業も行えていません。唯一その行政区で乳牛の飼育をしている住民がいますが、その方も東電に負けてたまるかという意地でやっているのではないかとSさんは考えています。その内容からも、以前の農業を営めない悔しさが伝わる尋問になりました。

両親、そして、自分自身、家族が苦労して開墾した土地、畑を奪われもう元には戻らないことを最後に語り尋問を終えましたが、その目が赤くなっていたことがとても印象に残っています。

## (2) Wさん（担当弁護士：丸山幸司、川口智也）

Wさんは、4世代8人の家族で、山木屋の中でも特に自然の豊かな場所で暮らしていました。自宅では井戸水を使い、毎年、山菜やタケノコ、キノコを採取したり、山ぶどうの一種である松房を自宅で育て、友人にワインにしてもらうなど、様々な自然の恵みを享受していました。

Wさんは地区の方とソフトボールをすることが趣味で、週に1、2回は練習して、山木屋の球技大会に出ることをとても楽しみにしていました。

ところが、原発事故によって、家族団らの生活や自然の恵み、地域の方とのつながりを奪われてしまいました。

Wさんにとって何よりもつらかったのは、避難後、原発事故の約1年前に生まれたお孫さんと離れ離れになってしまったことです。Wさんは、お孫さんに山木屋の豊かな自然の中で成長してもらいたいと考える一方、被ばくに対する強い不安がありました。Wさんは山木屋から離れた場所に自

宅を建て、お子さんやお孫さんたちと同居することにしました。山木屋で生まれ育ったWさんにとって苦渋の決断でした。

Wさんの尋問で印象に残ったのは、Wさんが今でも山木屋に毎日通っているというお話です。山木屋で生まれ育ったWさんにとって、山木屋で過ごす時間はとても貴重なものだと思います。山木屋での生活を奪った原発事故、そしてそれを引き起こした東京電力に対する怒りを改めて感じた尋問でした。

(3) Hさん（担当弁護士：宮腰直子、武田浩一）

Hさんは、原発事故前は山木屋の自宅にて両親、子供と同居して兼業農家として何不自由ない生活をしていました。

原発事故後、苦労して知人から借り上げ住宅を借りることができたものの、5年近く人が住んでいなかったため、部屋にゴキブリやミミズなどの虫が湧いたり、ハクビシンによる被害を受けていたことから、とても人が住むことができるような状況ではありませんでした。もっとも、ようやく確保した避難先であったことから、Hさんは多額のお金をかけてリフォームを行い、なんとか借り上げ住宅にて避難生活を行いました。事故前まで住んでいた山木屋の自宅は、事故の1年前にリフォームを行った直後で快適であったにもかかわらず、お金をかけてまで住み心地が良いとはいえない借り上げ住宅にて避難生活をしなければいけなかったことについて、Hさんに強い憤りの気持ちを証言してもらいました。

また、Hさんは、長女が小学校4年生の時から緑の少年団に関わるようになりました。その活動の中で、Hさんは親子の森での活動に特に力を入れていました。子ども達に対して杉の苗木の植林や伐採などを教えることに非常にやりがいを持っており、また子ども達からも下の名前と呼ばれるなど親しみをもって接してもらえることを非常に嬉しく思っていました。親子の森の活動は30年ほど続けていましたが、原発事故により親子の森の活動を行うことができなくなりました。放射線による被曝の可能性や現在の山木屋の状況からすれば、今後も親子の森での活動を再開することは正直に言うと難しい、という証言からはHさんの非常に残念な気持ちを伺うことができました。

(4) Aさん（担当弁護士：宮田学、高橋寛）

Aさんは、専業農家のご兄弟の3番目に生まれ、本件原発事故が起こるまで、山木屋で過ごしてきました。

Aさんのご実家は、お父さんの代まで葉たばこと水田の専業農家でした。Aさんのお父さんは、受け継いできた農地を広げ、代々の家業と土地を

守ってきました。Aさんご自身は、高校卒業後、会社に勤めながらも、出勤前や休日などに実家の農家を手伝ってきました。

Aさんのお父さんは、猟銃で害獣を駆除したり、キジやウサギを狩ってお裾分けしたりしていた自慢のお父さんだったそうです。お母さんは、地域のお祭りや踊りの会などに積極的に参加し、地域と交流を深めていました。

Aさんご自身も、山木屋の行政区のお祭りや行事だけでなく、地区のお祭りや近所の炭焼き会に参加しており、そうした人との交流の中で過ごしてきました。

こうした山木屋での生活は、本件原発事故で奪われてしまい、Aさんの生活は大きく変わってしまったのです。

さらに、いままで大病もなかったお兄さんが避難中に病気で亡くなり、家族すらも失われてしまいました。避難当時は山木屋の家に戻ることもできず、葬儀は実家ではなく、避難先の町内で行わざるを得ませんでした。

避難指示が解除された現在でも、放射能への不安や帰還率が低いことなどから、戻りたくても戻れないとAさんは語りました。

尋問の最後にAさんが裁判所に対して言った「元の山木屋に戻してほしい」という言葉は、本件原発事故による被害の実態や本質を表していると感じさせました。

#### **4 今後について**

今回は2020年2月13日（木）10時に期日があり、そこでは原告4人の本人尋問が行われます。ぜひご参加ください。

また、同年3月12日には、仙台高等裁判所において、第1陣訴訟の控訴審の判決が出されます。この判決は、第2陣ひいては他の避難者訴訟の結論にも大きな影響を及ぼすものです。ぜひご注目ください。

原告のみなさんと一緒に、最後まで訴訟活動を成功させていきたいと考えています。ご協力のほど、よろしく願いいたします。

以 上